

名古屋市交通局管理規程第4号

交通局職員き章規程を廃止する規程を次のように定める。

令和8年3月30日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

交通局職員き章規程を廃止する規程

交通局職員き章規程（昭和61年名古屋市交通局管理規程第4号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
（名古屋市交通局職員就業規程の一部改正）
- 2 名古屋市交通局職員就業規程（平成17年名古屋市交通局管理規程第27号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項第11号中「、き章」を削る。